

魚沼地区障害福祉組合職員の懲戒に関する審査会設置規程

平成28年8月3日

訓令第7号

(設置)

第1条 魚沼地区障害福祉組合の懲戒について公正を期すため、魚沼地区障害福祉組合の懲戒に関する審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2条 委員会は、管理者から諮問された事項について調査審議し、その結果を管理者に答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長1人、副委員長1人及び委員1人で組織する。

2 委員長は庶務課長補佐をもって充て、副委員長は支援課長をもって充て、委員は指導課長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会議を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

4 委員は、自己又は父母、配偶者、子若しくは兄弟、姉妹も懲戒の審査については、その議事に参与することはできない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、庶務課において処理する。

(その他)

第7条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規定は、平成28年8月3日から施行する。